

## 一般社団法人蔵王ひとまち共創機構会員規約

### 第1条(目的)

一般社団法人蔵王ひとまち共創機構会員規約(以下、「本規約」とする)は、一般社団法人蔵王ひとまち共創機構(以下、「当法人」とする)の会員活動に関する基本的事項を定める。

### 第2条(会員)

1. 当法人の会員は次の3種とする。

- (1)正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体  
(組織の意思決定をする権限ある会員)
- (2)特別会員 この法人の事業に賛同し、かつ、この法人の理事の推薦によって入会した個人又は団体  
(当法人のPRや事業拡大を担ってくれる会員)
- (3)賛助会員 この法人の事業に賛同し、かつ、下記の年会費を支払うことに同意して入会した個人又は団体  
個人:年会費 6,000円  
法人:年会費 30,000円  
(一般的に誰でも参加できる会員)

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)における社員とする。

### 第3条(入会)

- 1 正会員となるには、別に定める当法人所定の様式による申込みをし、理事全員の承認を得るものとする。
- 2 特別会員となるには、理事1名の推薦に基づき別に定める当法人所定の様式による申込みをするものとする。
- 3 賛助会員となるには、別に定める当法人所定の様式による申込みをし、年会費を支払うことを以てする。
- 4 当法人は、入会の申し込みがあったときは、入会の承認・不承認について速やかに入会申込者に対し通知し、この通知を発した日を、入会日とする。

### 第4条(会員基準)

- 1 当法人の会員になろうとする者から前条の申し込みがあったとき、以下の何れかの項目に該当する場合には入会を承認しないことがある。
  - (1)当法人の趣旨に賛同していないとき
  - (2)過去に本規約違反またはその他規約に違反しことを理由として除名または退会処分を受けたことがあるとき
  - (3)前条の入会申込書の記載事項に、虚偽記載、誤記または記入漏れがあるとき
  - (4)会員になろうとするものの事業または商品が法令に違反するとき、または著しく社会規範に反するとき、また、その恐れがあると当法人が判断したとき
  - (5)その他当法人が不適切と判断したとき

### 第5条(会員の権利)

- 1 正会員固有の権利  
当法人の社員たる地位を有し、社員の権利を有する。社員の権利については定款規定にしたがう。
- 2 全会員が有する権利  
(1)会員は別に定める当法人が運営する会員間の貸借を仲介する事業について、参加する権利を有する。

(2) 会員は別に定める当法人が実施する各種事業について、会員価格で利用する権利を有する。

#### 第6条(会員の義務)

会員は次の義務を負う。

(1) 本の定款、規約、その他議決等に従う。

(2) 会員の登録事項に変更が生じたときは、速やかに、当法人に変更内容を連絡すること。会員が変更内容の連絡を行わなかったことにより不利益を被った場合でも、当法人は、その責任を負わない。

(3) 前条第2項第1号の権利に基づき会員間の貸借を行う場合、当該取引を行う会員には民法上に定める使用貸借の規定が適用されるものとする。ただし、当事者間または当法人との間で書面または電磁的記録媒体による特約を交わした際はその特約にしたがうものとする。

(4) 前条第2項第1号の権利に基づき会員間の貸借を行う場合、当該取引を行う会員と当法人との間において、民法上に定める委任の規定が適用されるものとする。ただし、当事者間または当法人との間で書面または電磁的記録媒体による特約を交わした際はその特約にしたがうものとする。

#### 第7条(有効期間)

1 本規約に基づく会員契約期間は、第3条に基づく入会日から当法人の事業年度末日までとする。

2 期間満了日の1ヶ月前までに、会員から書面による特段の意思表示なき場合には、更に契約期間を1年間自動更新するものとし、以後も同様とする。

#### 第8条(退会)

会員は、別に定める退会届を当法人に提出することで退会することができる。また会員は次のいずれかの一つに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 法人または団体が解散、倒産、破産それに準ずる状況となったとき。

(2) 個人が死亡または失踪宣告を受けたとき。

#### 第9条(除名)

会員が次のいずれかに該当するときは、当法人は理事会の決議により、除名することができる。

(1) 当法人の定款または規則に違反し、度重なる催促を受けても改善しないとき。

(2) 当法人の名誉を毀損または当法人の目的に反する行為をしたとき。

(3) その他当法人が不適切と認めたとき。

#### 第10条(資格喪失)

1 会員が第8条または第9条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失う。

2 当法人は、会員がその資格を喪失した場合、既に納入した会費は返還しない。

#### 第11条(会員規約の追加・変更)

1 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、理事会の決議により定める。

2 当法人は、理事会の決議により、本規約の全部または一部を変更することができる。

3 当法人の理事会の議決により変更された本規約は、当法人のWebサイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本規約に拘束される。

第12条

本法人は、業務上知り得た機密情報、及び個人情報の保護に万全を期すものとする。

附則

本規定は、令和6年5月1日から施行する。

【別表】

事業	詳細	正規価格	会員価格	共通
デシャバリー 工務店	ハコシェア (キッチン カー、露店)	・売上の20%	・売上の10%	
	ハコシェア(イ ベントスペー ス)	・2,000円/半日 ・3,000円/日	・1,000円/半日 ・2,000円/日	
	カーシェア (軽トラ)	・1,000円/半日 + 燃料 ・2,000円/日 + 燃料	・500円/半日 + 燃料 ・1,000円/日 + 燃料	※コンビニ保 険 800円/日 ※4WD/AT
	カーシェア (軽自動車)	・2,000円/半日 + 燃料 ・4,000円/日 + 燃料	・1,000円/半日 + 燃料 ・2,000円/日 + 燃料	※コンビニ保 険 800円/日 ※4WD/AT ※ハスラー
	ひとシェア(草 刈り、薪割り)	1,500円/時間	1,000円/時間	